平成２４年（フ）第６３９号
宮城県多賀城市東田中２丁目23番３―201号
破産者　及川　健之
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７３号
宮城県宮城郡利府町しらかし台１丁目８番地３　しらかし台定住促進住宅２―304号
破産者　南　　正春
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８７５号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅３―205
破産者　増子　美紀
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４１４号
埼玉県春日部市花積493番地１　ローレルマンション21―301号室、住民票上の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字南下新井406番地147
破産者　川上　哲也
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７０２号
埼玉県春日部市西宝珠花141番地
破産者　山嵜　頼一
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県越谷市大字恩間271番地４
破産者　高田　晃宏
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
東京都文京区根津１―17―１　シーアイマンション411号、住民票上の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町内田３丁目13番28号
破産者　濱田　由紀
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４６号
埼玉県秩父市桜木町12番28号　皆木マンション201、破産手続開始時の住所埼玉県秩父市久那1878番地４
破産者　齋藤　昌已
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
相模原市中央区田名4146番地32
破産者　山口　　浩
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５３号
兵庫県揖保郡太子町松ヶ下25番地３
破産者　森川　義春
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１３４６号
広島県東広島市西条岡町５番22号　シティハウス岡町202号
破産者　濱脇　久也
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５号
広島県福山市沖野上町４丁目22番30―403号、旧住所広島県福山市草戸町２丁目６番１号
破産者　平田　昌子
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２８３６号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目15番37号
破産者　奥島　秀雄
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３２９号
佐賀県鳥栖市宿町1064番地12　コーポ松隈Ａ103
破産者　リカーショップ酒の西山こと　西山　彰
1　決定年月日　平成25年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８号
秋田県男鹿市船川港仁井山字屋敷台37番地
破産者　今泉　俊紀
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８号
福島県伊達市霊山町掛田字段居56番地２　２号、従前の住所福島県伊達市霊山町泉原字武ノ内34番地４
破産者　橘　　真実
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１９００号
神奈川県伊勢原市沼目1421番地の１
破産者　砂脇　直己
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８９号
横浜市南区永田台16番６―604号
破産者　岩崎　幸司
1　決定年月日　平成25年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部